

4) 河川及び湖沼

事業実施想定区域周辺の河川としては、河川法の対象となる河川が 4 本ある。その他に河川法の対象外である普通河川の境川や枝光川等がある。

主要な流入河川の概要は表 3.1-35、流入河川の位置は図 3.1-20 のとおりである。

表 3.1-35 主要な流入河川の概要

種別	水系	河川名	延長 (m)
二級河川 (知事管理)	板櫃川	板櫃川	9,693
	紫川	紫川	19,795
		砂津川	1,392
準用河川 (市長管理)	天籟寺川	天籟寺川	3,485
普通河川 (市長管理)	-	境川	3,431
	-	延命寺川	2,928
	-	枝光川	2,015

注：河川の位置は、図 3.1-20 に示す。

1. 「国土数値情報 河川データ (平成 19 年)」(国土交通省 HP、令和 6 年 10 月閲覧)
2. 「北九州市建設局事業概要 2023」(北九州市、令和 5 年) より作成

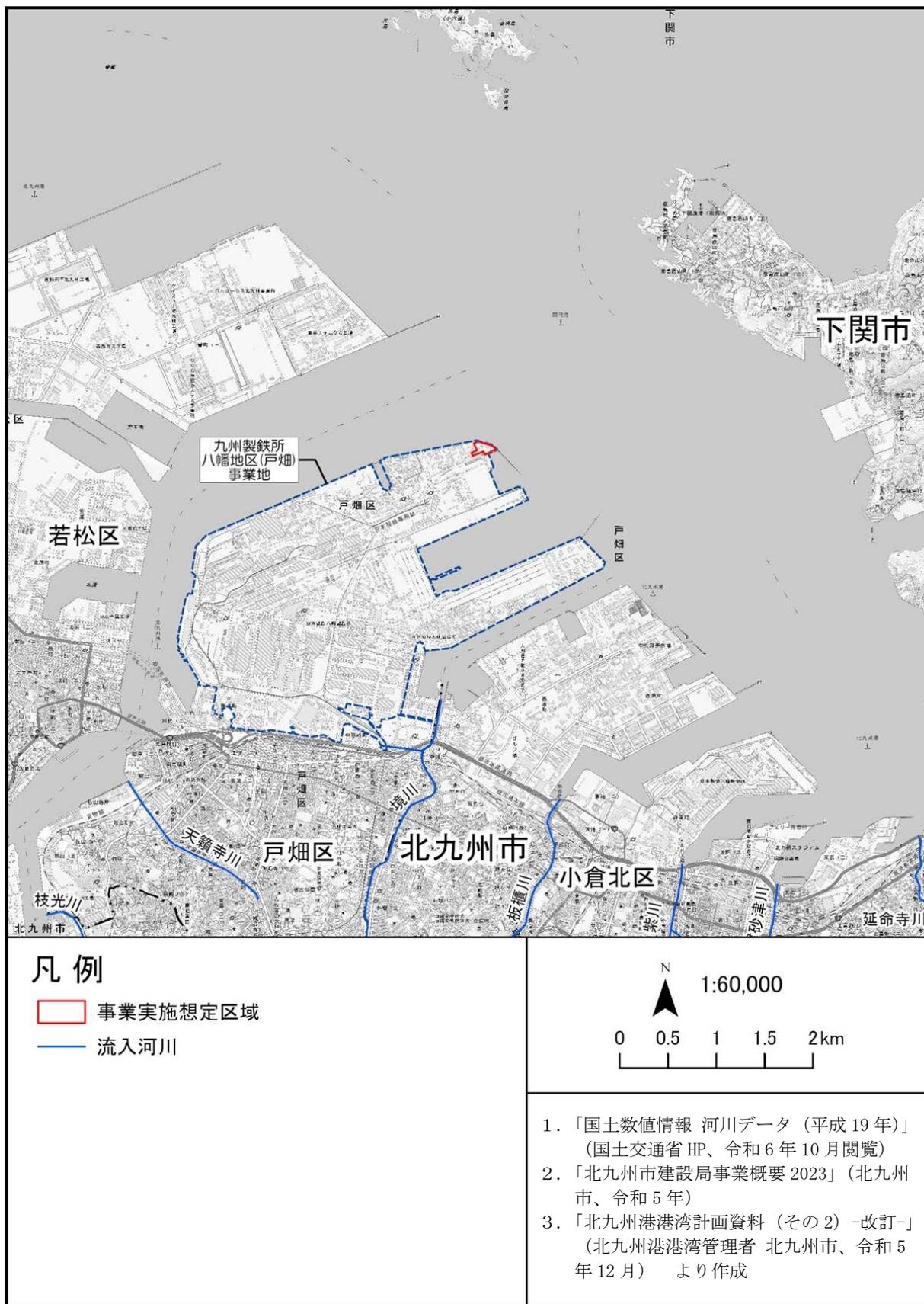


図 3.1-20 流入河川の位置

(2) 水質の状況

1) 水質汚濁発生源

令和 5 年度の北九州市における「水質汚濁防止法」(昭和 45 年法律第 138 号)等に基づく届出状況は表 3.1-36 のとおりである。

水質汚濁防止法に基づく事業場が 318、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく事業場が 45、ダイオキシン類対策特別措置法(水質)に基づく事業場が 20 となっている。

表 3.1-36 水質汚濁防止法等に基づく届出状況(令和 5 年度)

種別		事業場数
水質汚濁防止法	特定施設・事業場数(公共用水域に排出するもの)	166
	有害物質使用特定施設・事業場数(公共用水域以外に排出するもの)	92
	有害物質貯蔵指定施設・事業場数	60
	計	318
瀬戸内海環境保全特別措置法		45
ダイオキシン類対策特別措置法(水質)		20

注: 令和 6 年 3 月 31 日現在の届出状況を示す。

「令和 6 年度版 北九州市の環境」(北九州市、令和 6 年) より作成